

令和3年度大学入学者選抜実施要項(令和2年6月19日)に関する Q&A

令和2年8月3日
文部科学省高等教育局
大学振興課大学入試室

総論(令和3年度大学入学者選抜における日程の考え方)	6
Q1 今回、大学入学共通テストの日程が2つ設けられ、さらには特例追試験が実施されることとなったが、このような日程としたのはどのような考え方によるものか。.....	6
第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表	6
Q2 各大学は7月31日までに何を公表すればよいのか。.....	6
第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等	7
1 試験期日等(1)関係	7
(学業の遅れ関係).....	7
Q3 「学業の遅れ」について、本人が来年1月30、31日に実施する大学入学共通テスト(以下「共通テスト(2)」という。)の受験を希望していても学校長が学業に遅れがないと判断した場合は、1月16、17日に実施する大学入学共通テスト(以下「共通テスト(1)」という。)を受験することになるのか。.....	7
Q4 共通テスト(2)に出願する場合の手続きはどのようになるのか。.....	7
Q5 具体的に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「学業の遅れ」とは何か。.....	7
Q6 学業の遅れは学校単位で認めるのか、個人単位で認めるのか。.....	7
1 試験期日等(2)関係	8
(受験機会確保を必要とする対象者関係).....	8
Q7 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。.....	8
Q8 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めることは可能か。.....	8
(受験機会確保関係).....	8
Q9 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施する必要があるのか。.....	8
Q10 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能か。...9	9
Q11 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行う代替措置として、受験料を返金し、改めて別日程の一般選抜の受験を案内することは可能か。.....	9
Q12 Q11に関する対応が可能な場合に、当初予定していた受験料よりも案内する一般選抜の受験料が高額となっても構わないか。.....	9

- Q13 Q11 に関する対応において別日程を案内したが、入学志願者が受験しなかった場合には、大学としては受験機会を確保するための措置を講じたものと考えてよいか。..... 9
- Q14 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。..... 9
- Q15 Q14 に関連して、2月1日以前に個別学力検査を実施すれば受験機会の確保のための配慮は不要なのか。..... 9
- Q16 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜や学校推薦型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。..... 9
- Q17 共通テストを利用しない一般選抜の追試験を、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせることを検討しているが、大学入試センターから成績提供をしてもらえるのか。..... 10
- Q18 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和3年3月25日までの学力検査や3月31日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。..... 10
- Q19 Q18に関して、退院基準として示されている「発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過」とは、発症日+10日経過+症状軽快後72時間経過ということか。..... 10
- Q20 3月末に実施する試験の追試験を実施、合否判定をする場合、追試験の期日が3月26日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。..... 11
- Q21 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。..... 11
- Q22 大学入学共通テストを利用して選抜する場合について、試験期日が特例追試験の成績提供日前に設定されていれば、特例追試験受験者を受験対象から除外するという理解でよいか。..... 11
- (受験機会の確保のための個別学力検査関係) 12
- Q23 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、実施要項における受験機会確保の措置(追試験、試験振替の実施)を必ずしも求めるものではないという理解でよいか。..... 12
- Q24 一般選抜において個別学力検査実施日と面接試験実施日が異なる場合に、新型コロナウイルス感染症等に罹患したため、面接試験のみ受験できなかった受験生に対し、追試等の対応が必要か。..... 12
- Q25 新型コロナウイルス対策として、最初から個別学力検査を取りやめて大学入学共通テストの結果で選抜するように変更してよいか。..... 12
- Q26 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。..... 12
- Q27 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。..... 12
- Q28 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個

別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。.....	13
(定員管理関係).....	13
Q29 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということによいか。また、振替を実施する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということによいか。.....	13
Q30 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和3年度大学入学者選抜に限り、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。.....	13
1 試験期日等(5)関係	13
Q31 資格・検定試験等を選抜の資料に活用している場合について、例年は出願時に資格・検定試験等の成績を提出してもらっているが、今年度については、既に延期又は中止になった検定期日等があり、受験生が出願時に必要な資料を準備できない場合には、例えば合否判定の開始前まで提出期限を延期することは可能か。.....	13
2 出題範囲等関係	14
Q32 個別学力検査の出題範囲等の工夫については努力目標と理解してよいか。.....	14
3 調査書関係	14
Q33 部活動の全国大会の中止を受け、独自の地方大会を開催する自治体がある。こうした大会における成果を総合型選抜や学校推薦型選抜の評価に活用することは可能か。.....	14
4 その他(1)関係	14
Q34 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学が講ずる方策について、その内容はいつまでに公表すればよいか。.....	14
Q35 受験機会確保の方策や出題範囲等への配慮について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいか。.....	14
別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について	15
Q36 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。.....	15
Q37 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。.....	15
Q38 令和2年度大学入学者選抜までは、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、提出することが出来たが、今年度も同様に取り扱って構わないか。.....	15
Q39 Q38について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する場合も大学に確認が必要なのか。.....	15

Q40	第3学年の評定欄が記載不可とする場合、学習成績の状況はどのように計算するべきか。また、第3学年の評定が記載できない結果、大学によっては出願要件として求められている学習成績の状況の値に満たない場合は、その大学を生徒は受験できなくなるのか。.....	15
Q41	部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。...	16
Q42	各大学等が求める能力・適性等は、全生徒について「8. 備考」欄に記載しなければならないのか。.....	16
Q43	第3学年の評定欄の記載方法について、臨時休業により評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とするとされているが、調査書を記載する際には、どの欄に、どのように記載をすればよいのか。.....	16
Q44	臨時休業により評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とするとされているが、生徒本人が感染や体調不良等のため、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止となっていたことを理由に評定を付すことが出来ない場合も、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱ってよいか。その場合の調査書の記載はどのようにすればよいのか。.....	16
Q45	感染拡大のリスクなどを鑑みた自主的な欠席などのために評定を付すことが出来ない場合も、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱ってよいか。その場合の調査書の記載はどのようにすればよいのか。.....	16
Q46	当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。.....	17
Q47	調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。.....	17
別添 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン		
	1. 関係	17
Q48	ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならないのか。.....	17
	2. (1)関係	17
Q49	受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える試験室で試験を実施してもよいのか。.....	17
Q50	試験前日など直前に学生又は教職員の感染が判明した場合でも予定どおり試験を実施することは可能か。.....	18
Q51	受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。.....	18
Q52	Q51 について、他の疾患等による追試験対象者と違い、診断書等での確認が出来ないことについて、自己申告のみで大学で判断してよいのか。.....	18
Q53	コンタクトスポーツや発声を伴う歌唱などの実技試験については、入念な感染症対策を講じた上で、実施することは可能か。.....	18
	2. (2)関係	18
Q54	受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。.....	18

3. 関係	19
Q55 濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。	19
Q56 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、退院直後であっても受験を認めることは可能か。	19

総論(令和3年度大学入学者選抜における日程の考え方)

Q1 今回、大学入学共通テストの日程が2つ設けられ、さらには特例追試験が実施されることとなったが、このような日程としたのはどのような考え方によるものか。

A 臨時休業の長期化や新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明な中、入試日程については、高校生の学業の遅れがみられる中で、どのような対応ができるかを考え、高校・大学関係者間で調整しました。調整にあたっては、受験生の置かれている状況を踏まえるべきという認識のもと、生徒の意向を把握できる立場の高校長へのアンケート調査の実施を全国高等学校長協会に依頼し、その結果も参考にしました。アンケート結果では、当初予定どおり実施を希望する意見が約7割、共通テストの日程を後ろ倒しすべきとする意見が約3割であり、また、後ろ倒しを求める意見のうち、2週間程度後ろ倒しすべきというご意見が約6割と最も高くなっていました。

こうした受験生や高校現場のニーズに応える観点から検討した結果、試験実施時期の新型コロナウイルス感染症の状況予測の困難さを考慮し、当初本試験(1月16、17日)の1週間後に実施予定だった追試験を2週間後に後ろ倒し、全国に試験会場を拡大するとともに、それを学業の遅れにも対応できるよう出願時から選択できる日程(1月30、31日)としました。

また、この日程を選択した受験生が病気などで受験できなくなった場合でも、その後の大学受験の機会が閉ざされないよう、特例追試験(2月13、14日)を設けました。

新型コロナウイルス感染症という長期的な対応が求められることが見込まれる特例的な事態の中で、不安を抱えながら大学進学を目指し、努力をされている受験生が安心して共通テストを受験できるように、少しでも多くの選択肢を設けるため、このような日程を設けることとしたものです。

第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

Q2 各大学は7月31日までに何を公表すればよいのか。

A 令和3年度大学入学者選抜実施要項(以下「実施要項」という。)第7の1にあるとおり、入試方法の区分ごとに、

- ・個別学力検査の実施教科・科目、
- ・入試方法(小論文の出題や面接の実施等)、
- ・その他入学者選抜に関する基本的な事項

を公表することが必要です。

特に本年度は、学業の遅れに配慮する観点から、大学入学共通テストの指定科目数を減じることや、個別学力検査における選択問題の設定など出題範囲等の工夫を行う場合も、その内容について公表することが必要です。

また、必ずしも7月31日までに公表が必要ではありませんが、新型コロナウイルス感染症等に罹患した受験生の受験機会を確保するため、各大学は、

(ア)追試験の設定

(イ)追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験振替

のいずれか一つを必ず講ずることが求められていますので、受験機会の確保に関する

措置についても決定次第速やかに公表をお願いします。

なお、個別学力検査の出題内容に関することで差し支えがあるような場合以外は、出来る限り具体的に措置内容を公表するようお願いします。

第 14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等

1 試験期日等(1)関係

(学業の遅れ関係)

Q3 「学業の遅れ」について、本人が来年1月 30、31 日に実施する大学入学共通テスト(以下「共通テスト(2)」という。)の受験を希望していても学校長が学業に遅れがないと判断した場合は、1月 16、17 日に実施する大学入学共通テスト(以下「共通テスト(1)」という。)を受験することになるのか。

A 共通テスト(2)を選択する者については、

- ・高等学校等を令和3年3月に卒業見込みの者のうち、
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れのため共通テスト(2)で受験することが適当であると在学する学校長に認められた者
- としています。

生徒個人の選択を踏まえ、各生徒について学校長が、共通テスト(2)を受験することが適当かどうか判断することになります。

Q4 共通テスト(2)に出願する場合の手続きはどのようになるのか。

A 共通テストの出願については、高等学校(特別支援学校の高等部を含む)又は中等教育学校等を令和3年3月に卒業見込みの者は、在学する学校長を経由して志願票を提出することとなり、その際、各生徒が共通テスト(2)を選択した場合、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れのため共通テスト(2)で受験することが適当かどうかを学校長が判断することになります。

なお、受験日の選択に関連した具体的な手続きについては、8月中に大学入試センターから高等学校等に対して周知する予定です。

Q5 具体的に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「学業の遅れ」とは何か。

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業を実施したことなどによる各高等学校等における授業の遅れを想定しています。

Q6 学業の遅れは学校単位で認めるのか、個人単位で認めるのか。

A 共通テスト(2)を選択する者については、

- ・高等学校等を令和3年3月に卒業見込みの者のうち、
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れのため共通テスト(2)で受験することが適当であると在学する学校長に認められた者
- としています。

高校3年生は選択科目が多く、かつ、生徒によっては受験科目が異なるため、受験に必要な科目は既に2年生までに履修し終わっている生徒もいます。生徒個人の選択を踏まえ、各生徒について学校長が、共通テスト(2)を受験することが適当かどうか判断することになります。

1 試験期日等(2)関係

(受験機会確保を必要とする対象者関係)

Q7 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。

A 要請の趣旨は貴見のとおりです。一方、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の3.③において追試験等の受験の検討を要請する対象者は、試験の前から継続して発熱・咳等のある受験生としていますので、疾病等により受験予定の試験を受験できなかったことを証明する医師の診断書の提出があった場合には、新型コロナウイルス感染症の罹患に限らず、追試験の受験を認めることが適切と考えています。

Q8 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めることは可能か。

A 実施要項で追試験等を設けることとしている趣旨は、新型コロナウイルス感染症等に罹患し、試験をやむを得ず受験することができなかった者の受験機会の確保が目的ですので、受験予定だった試験を受験することができなかったことを証明する医師の診断書の提出を求めることは可能と考えます。

なお、大学の判断で、大学入学共通テスト(2)と同様に、学業の遅れを理由に追試験の受験を認めることとすることも可能と考えます。

(受験機会確保関係)

Q9 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施する必要があるのか。

A 受験生の受験機会確保の観点から、少なくとも学部等の募集単位で、追試験の設定又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施してください。

Q10 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能か。

A 可能です。

Q11 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行う代替措置として、受験料を返金し、改めて別日程の一般選抜の受験を案内することは可能か。

A 返金手続きや再度の出願手続きが受験生にとって過度に負担になるようなことがなければ可能と考えます。

Q12 Q11に関する対応が可能な場合に、当初予定していた受験料よりも案内する一般選抜の受験料が高額となっても構わないか。

A 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行うこととしており、受験生の想定と異なる追加の受験料を求めることは妥当ではないと考えます。

Q13 Q11に関する対応において別日程を案内したが、入学志願者が受験しなかった場合には、大学としては受験機会を確保するための措置を講じたものと考えてよいか。

A 追加的な受験料の負担がないということであれば、受験機会を確保するための対応がなされたものと考えます。

Q14 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。

A 2月1日以降に個別学力検査を実施する選抜が対象となります。

Q15 Q14に関連して、2月1日以前に個別学力検査を実施すれば受験機会の確保のための配慮は不要なのか。

A 個別学力検査の実施は実施要項において2月1日以降とされております。

Q16 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜や学校推薦型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。

A 選抜方法が異なる場合、一般選抜の受験生と、個別学力検査以外の評価も含めて可否判定する他の選抜の受験生の成績を単純比較することは困難と考えます。ただし、総合型選抜や学校推薦型選抜の個別学力検査を活用し、当該学力検査が実施される日

程で一般選抜における追試験を実施することは可能と考えます。

Q17 共通テストを利用しない一般選抜の追試験を、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせで選抜することを検討しているが、大学入試センターから成績提供をしてもらえるのか。

A 共通テストの利用を予定していない選抜区分の場合、共通テストを受験する予定がない受験生にとっては、共通テストの受験やそのための検定料等の追加的な負担が生じることから、追試験の選抜資料として共通テストの成績を活用することは、望ましくないと考えます。

なお、本来受験する選抜区分において共通テストを利用する場合には、ご質問のような方法で追試験を実施することは可能と考えます。

Q18 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和3年3月25日までの学力検査や3月31日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。

A 共通テストについては、共通テスト(1)の2週間後にその追試験が行われますが、この2週間という期間は、一般選抜における追試験の設定にも適用されるものではありません。例えば、後期日程終了後、10日程度の期間を設けて追試験を実施することで、3月25日までに試験を実施することは可能と考えます。

また、試験実施が困難な場合には、大学入学共通テストの成績と口頭試問や面接、志願者本人が記載する資料等を活用して追試験を実施することも可能と考えます。

なお、令和2年6月12日付けの厚生労働省通知で示されている新型コロナウイルス感染症患者の退院基準に関する考え方については、症状軽快後72時間経過していれば、発症日から10日経過後に退院が可能とされています。

Q19 Q18に関して、退院基準として示されている「発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過」とは、発症日+10日経過+症状軽快後72時間経過ということか。

A 発症日を0日として、10日経過していることと症状軽快後72時間経過していることが満たされている場合になりますので、発症日から10日経過するまでの間に症状軽快後72時間経過していれば、発症日から10日経過をもって退院可能です。なお、退院基準等については更新されていることがございますので、最新の情報は、厚生労働省HP等においてご確認ください。

期間計算のイメージは、厚生労働省HPに掲載されている下図をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

(参考) 期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能



② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



【無症状病原体保有者の場合】

① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



Q20 3月末に実施する試験の追試験を実施、合否判定をする場合、追試験の期日が3月26日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。

A 試験期日は2月1日から3月25日まで、合格者の決定発表は3月31日までを順守するようご対応ください。

Q21 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。

A 試験期日は2月1日から3月25日まで、合格者の決定発表は3月31日までとされていますので、このことを念頭に各大学においてご判断ください。

Q22 大学入学共通テストを利用して選抜する場合について、試験期日が特例追試験の成績提供日前に設定されていれば、特例追試験受験者を受験対象から除外するという理解でよいか。

A 特例追試験よりも前に選抜を実施する場合は、別途、特例追試験受験者を対象とする追加合格者の選抜を実施するようお願いします。

(受験機会の確保のための個別学力検査関係)

Q23 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、実施要項における受験機会確保の措置(追試験、試験振替の実施)を必ずしも求めるものではないという理解で良いか。

A 個別学力検査には該当しないため、必ず講ずることを求めるものではありませんが、受験機会確保の観点から、可能な限り同様の配慮をお願いします。

Q24 一般選抜において個別学力検査実施日と面接試験実施日が異なる場合に、新型コロナウイルス感染症等に罹患したため、面接試験のみ受験できなかった受験生に対し、追試等の対応が必要か。

A 面接等は、個別学力検査には該当しないため、面接等の単位で追試験を講ずることを求めるものではありませんが、個別学力検査と組み合わせて選抜する場合には、受験機会確保の観点から、個別学力検査と同様の配慮をお願いします。

Q25 新型コロナウイルス対策として、最初から個別学力検査を取りやめて大学入学共通テストの結果で選抜するように変更してよいか。

A 各大学のアドミッション・ポリシーに基づきご判断ください。

仮に、予定している選抜が実施できない状況が生じ、個別学力検査を取りやめ共通テストや書類審査で選抜を実施することとする場合は、速やかに受験生に情報提供するため、HP等において周知をお願いします。

Q26 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。

A 追試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め追試験に出題する教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q27 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。

A 振替日程の試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め振替受験となる場合に受験する試験の教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q28 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。

A 各大学のアドミッション・ポリシーのもと、受験生に求める能力や評価しようとする能力を、そうした代替措置で判断できると考えられる場合は可能と考えます。

(定員管理関係)

Q29 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということによいか。また、振替を実施する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということによいか。

A 貴見のとおりです。

Q30 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和3年度大学入学者選抜に限り、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。

A 現在、入学定員超過に係る取扱いについて検討しているところです。

1 試験期日等(5)関係

Q31 資格・検定試験等を選抜の資料に活用している場合について、例年は出願時に資格・検定試験等の成績を提出してもらっているが、今年度については、既に延期又は中止になった検定日等があり、受験生が出願時に必要な資料を準備できない場合には、例えば合否判定の開始前まで提出期限を延期することは可能か。

A 資格・検定試験については、様々な分野において入学者選抜で活用する大学が多い一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大によってこれらの試験が延期又は中止となり、影響を受ける入学志願者も少なくない状況です。

このため、各大学においては、資格・検定試験を活用する場合には、延期又は中止となったこれらの試験を受検できなかったことをもって、入学志願者が不利益を被らないような代替措置を講じるようお願いしているところです。その対応方策の一つとしてご質問のような対応は妥当な措置の一つと考えます。

2 出題範囲等関係

Q32 個別学力検査の出題範囲等の工夫については努力目標と理解してよいか。

A どこまでの工夫を行うかについては、各大学の実情を踏まえてご検討いただくことになると思いますが、文部科学省としては、今年度に限った特別の対応として、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う臨時休業による学業の遅れに最大限配慮した取組をお願いしたいと考えます。

3 調査書関係

Q33 部活動の全国大会の中止を受け、独自の地方大会を開催する自治体がある。こうした大会における成果を総合型選抜や学校推薦型選抜の評価に活用することは可能か。

A 地方大会の開催は、各主催者の判断によるものですが、高等学校の生徒にとっては部活動におけるこれまでの努力の成果を発揮する場であり、総合型選抜や学校推薦において入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスの評価の一環として可能なものは積極的に活用していただきたいと考えます。なお、文部科学省としても、全国大会の代替となる地方大会開催支援事業の実施を通じて、そうした生徒の努力の成果を発揮する場の確保に向けた各自治体等の取組を支援しています。

4 その他(1)関係

Q34 新型コロナウイルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学が講ずる方策について、その内容はいつまでに公表すればよいのか。

A 共通テストの活用方法や出題範囲の見直し等については、7月31日まで、追試験の実施など、その他の措置については、遅くとも募集要項を公表するまでに決定し、公表することが望ましいと考えますが、受験生の不安払拭や、進路選択に資するため、各大学においては、可能な限り早期に決定し、公表するようお願いします。

Q35 受験機会確保の方策や出題範囲等への配慮について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいのか。

A 受験生の予見可能性を確保するため、可能な限り詳細な情報の公表をお願いします。
なお、個別学力検査の出題内容に関することで差し支えがあるような場合以外は、出来る限り具体的に措置内容を公表するようお願いします

別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について

Q36 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。

A 別紙様式1の記載事項の順番や枠の配置については変更しないでください。

Q37 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、
①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、
学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。
その際、契印を押す必要があるか。

A 調査書が2枚以上となる場合は、高等学校や自治体の公印規則等の規定に従って、
契印を押すなどの対応を取るようになしてください。

規定がない場合は、その真正性について大学が確実に確認出来るように、高等学校
において、厳封の上、一綴の資料として大学へ提出してください。

また、高等学校において調査書を作成する際に、資料の落丁、散逸を防止するため、
学校長の判断で、様式欄外の各頁に志願者の氏名等を記載することやホッチキス等で
綴じることなどの工夫をすることは可能です。

Q38 令和2年度大学入学者選抜までは、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、提出するこ
とが出来たが、今年度も同様に取り扱って構わないか。

A 今年度より、調査書の枚数は任意としていますが、印刷の出力形式については、提出
先の大学に確認した上で、設置者や各高等学校の判断で対応してください。また、調査
書の提出を受ける大学においては、高等学校等からA3用紙による調査書提出について
事前確認がない場合でも、A4用紙での再提出などの負担を求めることは避け、提出さ
れた調査書を活用してください。なお、実施要項第5の6のとおり、過年度卒業生につい
ては、従前の様式による提出が可能です。

Q39 Q38について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する
場合も大学に確認が必要なのか。

A Q38 はA3で出力することについてのご質問に対する回答です。「調査書記入上の注
意事項等について」の4が原則になりますので、大学への問い合わせは不要です。

Q40 第3学年の評定欄が記載不可とする場合、学習成績の状況はどのように計算する
べきか。また、第3学年の評定が記載できない結果、大学によっては出願要件として求
められている学習成績の状況の値に満たない場合は、その大学を生徒は受験できなく
なるのか。

A 第2学年までの評定を基に算出してください。

また、第3学年の記載が無いことをもって、特定の受験生を不利益に取り扱わないよう、文部科学省から大学に要請しています。各大学は、出願要件も含め、様々な配慮を検討していますので、今後、志願先となる大学が公表する入学者選抜に関する基本的事項等において、出願要件を確認してください。

Q41 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。

A 単に入賞歴を記載する場合であれば、「(5)表彰・顕彰等の記録」に記載すればよいと考えますが、指導要録に記載されている内容に応じて適切な欄に記載してください。

Q42 各大学等が求める能力・適性等は、全生徒について「8. 備考」欄に記載しなければならないのか。

A 大学が当該大学の学部等に対する能力・適性等について記載を求めている場合において、特に高等学校長が推薦できる生徒について記載をしてください。

Q43 第3学年の評定欄の記載方法について、臨時休業により評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とするとされているが、調査書を記載する際には、どの欄に、どのように記載をすればよいのか。

A 第3学年の評定欄は空欄のままとし、「8. 備考」欄に、例えば、「新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため、第3学年の評定欄は記載することができない。」と記載してください。

Q44 臨時休業により評定を記載できない場合は、その理由を付して記載不可とされているが、生徒本人が感染や体調不良等のため、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止となっていたことを理由に評定を付すことが出来ない場合も、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱ってよいのか。その場合の調査書の記載はどのようにすればよいのか。

A 臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱って構いません。調査書の記載については、第3学年の評定欄は空白とし、その理由を「8. 備考」欄に記載してください。

Q45 感染拡大のリスクなどを鑑みた自主的な欠席などのために評定を付すことが出来ない場合も、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱ってよいのか。その場合の

調査書の記載はどのようにすればよいか。

A 令和2年6月5日付けの「新型コロナウイルス感染症対策に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」のとおり、新型コロナウイルスに感染する可能性が高まっていると保護者が考える合理的な理由があると校長が判断すれば、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも認められています。そのような取扱いをした場合には、臨時休業により評定を記載できない場合と同様に扱って構いません。調査書の第3学年の評定欄は空白とし、その理由を「8. 備考」欄に記載してください。

Q46 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。

A 予定どおり参加していれば、その状況を記載することとなっていた大会名等を記載することを想定しています。

Q47 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。

A 各学校の文書規則等に基づき真正性が証明できるようご対応ください。

別添 令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン

1. 関係

Q48 ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならないのか。

A ガイドラインは、各試験場の衛生管理体制の構築等に当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものです。したがってこれらすべてについて必ず文言通り実施しなければならないという趣旨のものではありませんが、コロナ禍で入学者選抜を実施する上では、受験生の安全確保のためにどのような対応を取るのか社会的な説明責任を果たすことが各大学には求められると考えます。

2. (1)関係

Q49 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える試験室で試験を実施してもよいのか。

A 可能な限り収容定員の半分程度以内とすることが望ましいと考えますが、受験者間の距離が1メートル程度確保され、その他ガイドラインで示している様々な感染防止策を講じていれば試験の実施を妨げるものではないと考えます。

Q50 試験前日など直前に学生又は教職員の感染が判明した場合でも予定どおり試験を実施することは可能か。

A 学内の学生又は教職員の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒してください(消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます)。

また、ガイドライン2(1)④のとおり、体調不良などを訴える者がいる場合に備え、代替の試験監督者等を確保しておくとともに、試験実施準備中から試験監督者等とその代替者の接触を避けることや、準備作業をグループ分けし、作業時間をずらすなどの工夫をすることで、円滑な試験実施ができるよう準備をお願いします。

Q51 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。

A 試験実施大学が個々の受験生について濃厚接触者であるかどうかを確認することは困難と考えます。個々の受験生自身が保健所等から濃厚接触者に該当するとされていれば、その受験生は受験できませんので、予め各大学のホームページ等で周知が必要です。

Q52 Q51について、他の疾患等による追試験対象者と違い、診断書等での確認が出来ないことについて、自己申告のみで大学で判断してよいのか。

A 受験生が濃厚接触者であることの何らかの文書を有していればその写しの提出を求め、それらが無い場合には各大学の判断で自己申告を認める対応になると考えます。

Q53 コンタクトスポーツや発声を伴う歌唱などの実技試験については、入念な感染症対策を講じた上で、実施することは可能か。

A ガイドラインにおける実技試験に関する記述については、専門家等と十分協議し、各実技試験の特性に応じた感染症対策を十分に講じた上で、実施することを妨げるものではありません。

2. (2)関係

Q54 受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。

A ガイドライン「2. 試験場の衛生管理体制等の構築」(2)①においては、発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務づけるようお願いしています。なお、マスクを忘れた受験生のために事前に未所持者に提供可能なマスクを大学において準備いただくこともお願いします。

3. 関係

Q55 濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。

A ガイドライン3「受験生に対する要請事項」の②における「受験できない者」に該当する
と考えられます。

Q56 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、
退院直後であっても受験を認めることは可能か。

A 医療機関を退院した者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律(平成10年法律第114号)第22条の「病原体を保有していないこと」に該当
する者になりますので、受験を認めてください。